

消費者団体訴訟制度について

令和6年(2024年)6月



消費者団体訴訟制度の
マスコットキャラクター「ここりす」

COCOLiS(消費者団体訴訟制度)の概要

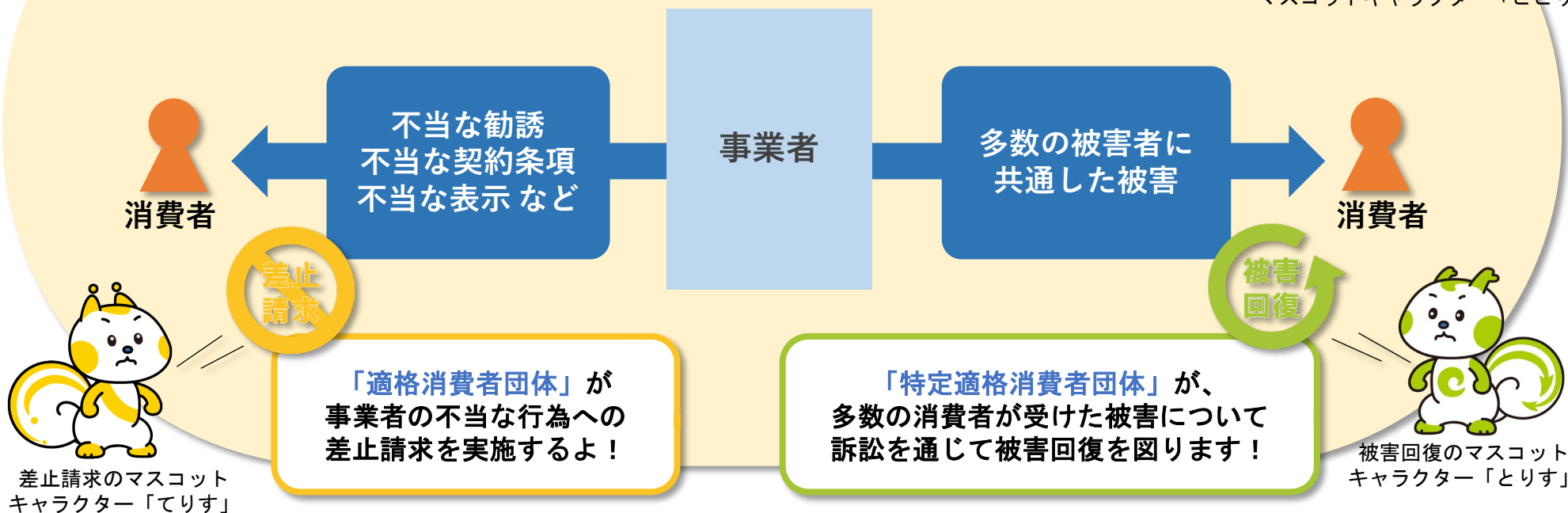
消費者団体訴訟制度：Consumer Organization Collective Litigation System



COCOLiS(消費者団体訴訟制度)は、
内閣総理大臣が認定した「**適格消費者団体**」や
「**特定適格消費者団体**」が、事業者の不当な行為への差止めを行ったり、
消費者が事業者から受けた被害の回復を図る制度です。



消費者団体訴訟制度の
マスコットキャラクター「ここりす」



(参考)消費者契約法の概要

立法及び改正の経緯

- 【成立】消費者契約に関する包括的な民事ルール(民法の特別法)として平成12年5月に成立
【平成18年改正】適格消費者団体による差止請求制度を導入
【平成28年改正】過量契約の取消権や、消費者の解除権を放棄させる条項の無効の導入
【平成30年改正】不安をあおる行為等の取消権や、消費者の後見等を理由とする解除条項等の無効の導入
【令和4年通常国会改正】勧誘をすることを告げずに退去困難な場所へ同行した場合等の取消権や、軽過失にのみ適用されることを明らかにしていない損害賠償責任を免除する条項の無効の導入(令和5年6月1日施行)
【令和4年臨時国会改正】靈感等による告知を用いた勧誘に対する取消権の対象拡大や行使期間の伸長等(令和5年1月5日施行)

内容

- 消費者と事業者との間の情報・交渉力の格差 → 契約の**取消権** 契約条項の**無効** 事業者の**努力義務** 等
- 消費者と事業者との間で締結された契約(=消費者契約)であれば、労働契約以外のあらゆる契約が対象

【不当な勧誘】→ **取消し**(4条)

- ・不実告知(1項1号)
- ・断定的判断の提供(1項2号)
- ・不利益事実の不告知(2項)
- ・不退去(3項1号)
- ・退去妨害(3項2号)
- ・勧誘をすることを告げずに退去困難な場所へ同行し勧誘(3項3号)
- ・威迫する言動を交え、相談の連絡を妨害(3項4号)
- ・不安をあおる告知(3項5号)
- ・恋愛感情等に乗じた人間関係の濫用(3項6号)
- ・加齢等による判断力の低下の不当な利用(3項7号)
- ・靈感等による告知を用いた勧誘(3項8号)→**取消権の対象範囲の拡大**
- ・契約締結前に債務の内容を実施又は目的物の現状変更(3項9号)
- ・契約締結前の事業活動の実施により生じた損失の補償請求(3項10号)
- ・**過量契約**(4項)

※取消権は「追認可能時から1年」または「契約締結時から5年」経過後時効により消滅(3項8号は「追認可能時から3年」または「契約締結時から10年」)

【消費者団体訴訟制度】

- ・内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体は、事業者の不当な行為に関し**差止請求**をすることができる
※差止請求の対象は、景品表示法、特定商取引法、食品表示法にも拡大
※適格消費者団体は、全国に26団体(令和6年6月5日時点)
- ・適格消費者団体の要請(契約条項の開示・違約金の算定根拠の説明・講じた措置の開示)に応じる事業者の**努力義務**(12条の3~5)

【不当な契約条項】→ **無効**

- ・事業者の損害賠償責任を免除する条項、又は事業者が自分の責任を**自ら決める条項**(8条1項)
- ・**軽過失のみに適用されることを明らかにしていない事業者の損害賠償責任を免除する条項**(8条3項)
- ・**消費者の解除権を放棄させる条項**、又は事業者が解除権の有無を**自ら決める条項**(8条の2)
- ・消費者の後見等を理由とする解除条項(8条の3)
- ・平均的な損害を超える違約金条項(9条1項1号)
- ・年利14.6%を超える遅延損害金条項(9条1項2号)
- ・消費者の利益を一方的に害する条項(10条)

【事業者及び消費者の努力】

- ・契約条項が明確で平易なものになるよう配慮(3条1項1号)
- ・勧誘に際して**消費者の年齢、心身の状態、知識、経験を考慮した情報提供**(3条1項2号)
- ・定型約款の表示請求権に関する情報提供(3条1項3号)
- ・消費者の求めに応じて、解除に必要な情報提供(3条1項4号)
- ・違約金の算定根拠の概要についての説明(9条2項)
- ・消費者は、提供された情報を活用し契約内容を理解(3条2項)

(参考) 消費者裁判手続特例法の概要

内閣総理大臣が認定した特定適格消費者団体が、消費者に代わって財産的被害等の集団的な回復を求めることができる2段階型の訴訟制度（消費者団体訴訟制度（被害回復））を定める。

正式名称：消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成25年法律第96号）

沿革

- 消費者被害では同種被害が多発
- 訴訟による被害回復は困難
 - ・ 情報量・交渉力等の構造的格差
 - ・ 訴訟に要する費用・労力

制定

消費者団体訴訟制度（被害回復）を創設：平成28年10月1日施行

- ・ 紛争の一回的解決
- ・ 団体の専門的知識・交渉力の活用
- ・ 被害回復の時間・費用・労力等の低減

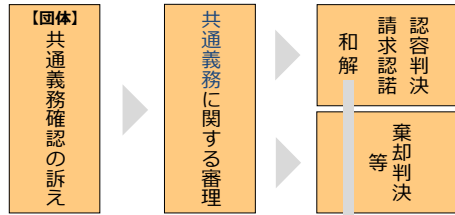
改正

- 令和5年10月1日施行
- ・ 対象に一定の慰謝料を追加
 - ・ 被告に事業者以外の一定の個人を追加
 - ・ 和解の早期柔軟化
 - ・ 支援法人制度等の団体の事務負担軽減策
 - ・ 事業者等に消費者への通知を義務付け等

裁判の進行

一段階目の手続：共通義務確認訴訟

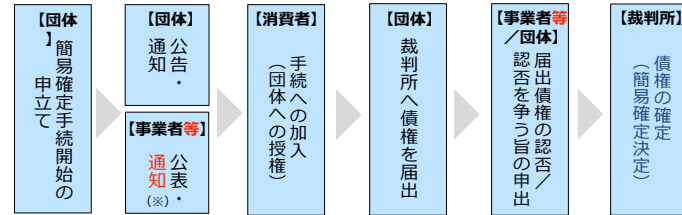
（事業者等が消費者に対して責任（共通義務）を負うか否かを判断する手続）



と復に利の二
もす被用手段
可る害せ続階
能こ回ずを目

二段階目の手続：簡易確定手続・異議後の訴訟

（事業者等が誰にいくらを支払うかを確定する手続）

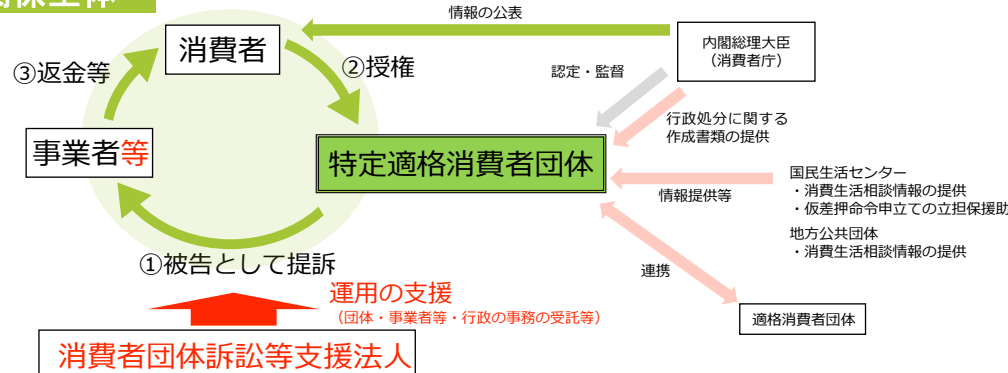


※ 事業者等の対象消費者等の数の見込み等の回答義務・情報開示義務（対象消費者等の氏名・住所等の団体への開示）、裁判所による情報開示命令（一定の場合に一段階目の手続での保全開示命令）も規定

備考

- 特定適格消費者団体は仮差押命令の申立ても可能（財産の隠匿・散逸等の問題への対応）
- 対象債権の時効の完成猶予等の特例も規定（手続係属中の時効消滅の問題への対応）

関係主体



対象範囲

○ 共通義務の範囲：消費者契約に関する金銭支払義務のうち以下の請求に係るもの

- ① 契約上の債務の履行の請求
- ② 不当利得に係る請求
- ③ 契約上の債務の不履行による損害賠償の請求（※）
- ④ 不法行為に基づく民法の規定による損害賠償の請求（※）

※ いわゆる拡大損害、逸失利益、人身損害は除く。

一定の慰謝料は対象となる（基礎的事実関係が共通で、i）財産的損害と併せて請求の場合又はii）故意による場合）。

○ 被告の範囲：①事業者、②事業者以外の一定の個人（※）

※ 民法715条の使用責任の適用場面で、事業者に故意・重過失がある場合の、故意・重過失がある事業監督者・被用者

消費者団体訴訟制度の主体



適格消費者団体

○ 差止請求権を行使するのに必要な適格性を有するとして
内閣総理大臣の認定を受けた法人である消費者団体のこと

○ 全国で26団体が認定

○ 認定の有効期間は6年

○ 主な認定要件

- ・ 一般社団・財団法人又はNPO法人であること
- ・ 相当期間(2年間)にわたり継続して適正に消費者の利益の擁護を図るための活動を行っていること
(事業者の不当な行為の改善申入れ、消費者教育への協力、消費生活に関する意見表明等)
- ・ 差止請求のための体制・業務規程が適切に整備され、経理的基礎が備わっていること
- ・ 消費生活に関する専門家及び法律の専門家が検討部門にいること
- ・ 暴力団員が関与していないこと



特定適格消費者団体

○ 被害回復裁判手続を追行するのに必要な適格性を有するとして内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体のこと

○ 全国で4団体が認定

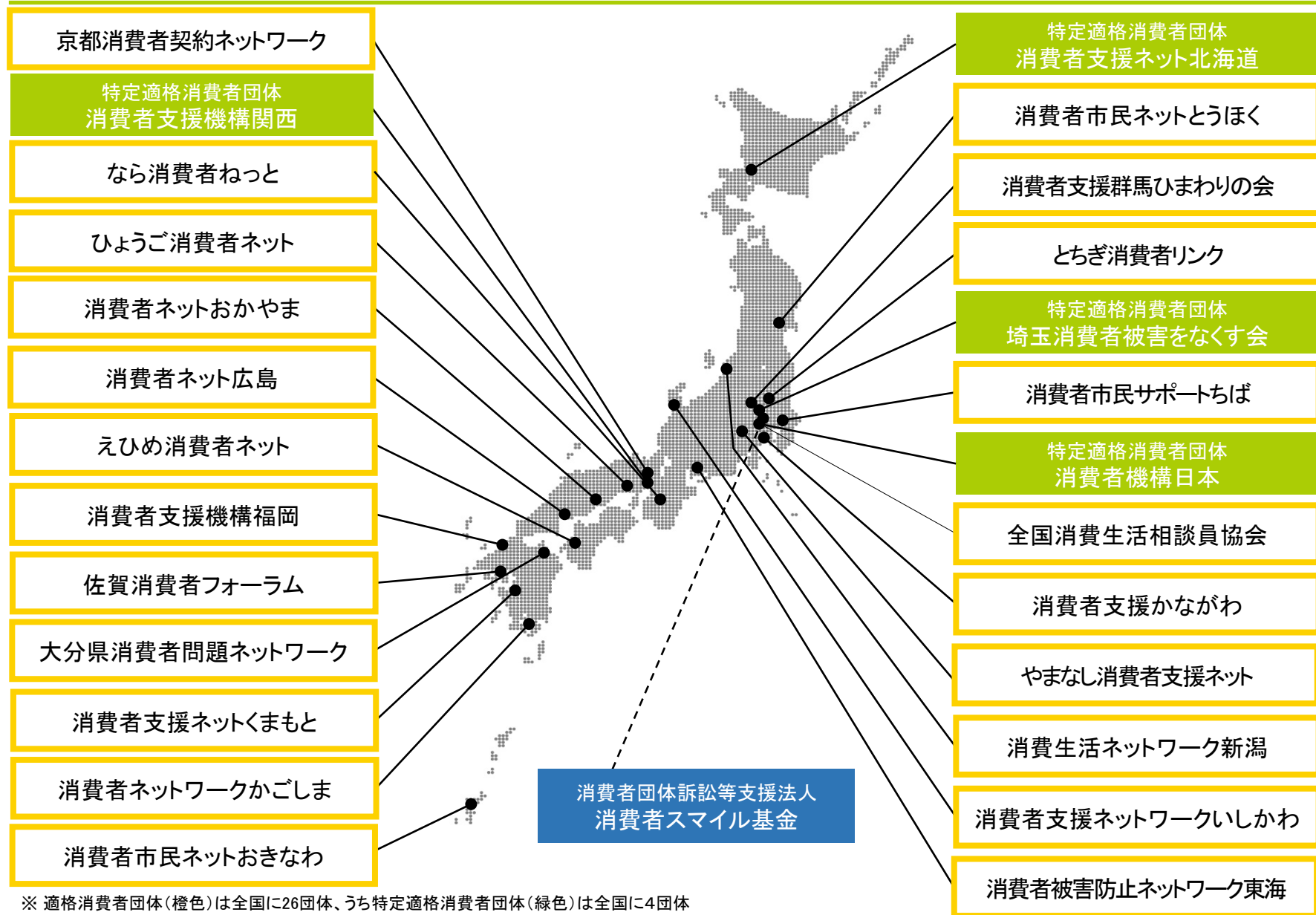
○ 認定の有効期間は6年

○ 主な認定要件

- ・ 適格消費者団体であること
- ・ 適格消費者団体として相当期間(2年間)にわたり継続して適正に活動していること
- ・ 理事のうち1名以上が弁護士であること
- ・ 被害回復のための体制・業務規程が適切に整備され、経理的基礎が備わっていること
- ・ 報酬・費用が消費者の利益の擁護の見地から不当ではないこと



全国の適格消費者団体・特定適格消費者団体等 (令和6(2024)年4月1日)



消費者団体訴訟制度の活動実績



ある家賃債務保証事業者が消費者と結ぶ契約の中に、消費者が家賃を2か月以上滞納するなどの要件を満たした場合に、その消費者は賃借物件を明け渡したとみなされる趣旨の条項等があり、これらを差し止めるべく、適格消費者団体「消費者支援機構関西」が提訴しました(平成28(2016)年10月)。

その後、令和4(2022)年12月に最高裁判所において、この明け渡したとみなされる趣旨の条項の差止めが認められました。

ある消火器等リース事業者が消費者とのリース契約に関し、扱う商品が実際のものより優れていると誤認させる表示を行うなどの行為を行っているとして、これらを差し止めるべく、適格消費者団体「消費者市民ネットとうほく」が提訴しました(平成30(2018)年7月)。

その後、令和3(2021)年12月に適格消費者団体側の主張が高裁で認められました(その後事業者側は上告しましたが、令和4(2022)年6月に棄却。)

ある大学医学部の入試での得点調整(出願者の属性(女性及び浪人生)を不利益に扱ったもの)に関連して、出願者に生じた財産的な被害(支払った入学検定料等)を回復すべく、特定適格消費者団体「消費者機構日本」が提訴しました(令和元(2019)年10月)。

その後、令和5(2023)年5月に、元出願者1184人分、計約1億6683万円の被害が回復されました。



- 消費者団体訴訟等支援法人制度の創設
- COCO LiS(消費者団体訴訟制度)ポータルサイトの運用開始
- パンフレット・広報用動画の作成・公表
- 消費生活相談機能強化促進等補助金

消費者団体訴訟等支援法人制度の創設

概要・経緯

特定適格消費者団体等に関する支援業務を行う者として内閣総理大臣が認定したNPO法人等のこと(※令和5年12月20日、消費者スマイル基金を認定)

- ・ 消費者裁判手続特例法の実効性を向上させるため、消費者団体訴訟制度(被害回復)の関係主体等を支援する者を認定する制度を、令和4年改正法により導入(令和5年10月施行)

主な認定要件

- (特定)適格消費者団体に対する支援(金銭的支援や情報提供による支援)を相当期間にわたり行っていること
- 消費者被害の防止・救済に関する啓発・広報活動の実績があること
- 体制・業務規程が適切に整備されていること
- 経理的基礎を有すること
- 暴力団員等が事業に従事等していないこと

支援業務

- 1号業務(特定適格消費者団体関係)
 - ・ 対象消費者等に手続加入を促す公告や通知、金銭の支払い等の受託業務
- 2号業務(相手方事業者関係)
 - ・ 相手方事業者等が行うべき対象消費者等への通知、金銭の支払等の受託業務
- 3号業務(独自業務)
 - ・ 特定適格消費者団体に対する助言・情報提供
 - ・ 被害回復関係業務に関する情報の公表
- 4号業務(国関係)
 - ・ 判決等の情報の公表
 - ・ 消費者団体訴訟等の推進に資する情報の収集・分析・公表等(消費者団体訴訟制度の運用状況、効果等に関する分析及びその結果の公表等)の受託業務

支援業務以外の業務

- 支援業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがない範囲で実施可能

COCoLiS(消費者団体訴訟制度)ポータルサイトの運用開始

- 本年4月1日より、適格消費者団体が行った差止請求及び特定適格消費者団体が行った被害回復裁判の情報を集約したポータルサイトを公開している。
- 本サイトで差止請求等の情報を集約し、情報収集を一元的に行うことを可能とした。また、「キャンセル」や「違約金」といったキーワードで検索することが可能であり、類似の案件を探しやすくなっている。
- 消費者団体訴訟制度を消費者にとってより身近なものとし、また、消費者被害の発生、拡大の防止の一助となることが期待される。



消費生活相談機能強化促進等補助金

- 靈感商法を含めた悪質商法への対策充実の観点から、令和4年度2次補正予算において、適格消費者団体向けの予算事業として、「消費生活相談機能強化促進等補助金」を措置。
- 補助率は10/10。
- 令和5年度に執行し、執行額は約5,800万円。
- 団体の活動を補助金という形で支援することで、消費者被害の未然防止・被害回復、安全・安心な取引環境の実現等に寄与。

事業スキーム

事案の収集

・団体は110番等のスキームを活用し、靈感商法等の悪質商法に係る被害事例を収集・把握

事案の 分析・検討

・団体は、収集した被害事例について分析を進め、差止請求の実施に向けた検討を加速

差止請求の実 施

・団体は、上記検討をもとに、事業者に対して差止請求を実施（申入れ、ADR、訴訟）
→特定適格消費者団体へ情報提供⇒被害者救済へ
→消費生活センターへ情報提供⇒広く消費者被害の救済に役立たせる

効果の検証等

・国は、実施した差止請求により、どの程度の被害拡大の防止が図られたかを試算・検証
・国は、実施した差止請求の効果を全国に波及させるため積極的な広報を実施

- 今後、消費者庁として適格団体からのヒアリング等を通じて、本補助金の効果検証等を行うとともに、団体に真に必要な予算を見極め、来年度に向けた予算要求等を進める。